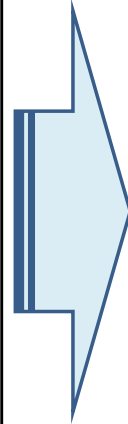


令和7年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

施設名：服部緑地

評価項目	評価基準	評価	評価委員の指摘・提言等
I 提案の履行状況に関する項目 (4)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	草地管理、芝生地管理、樹木管理、花壇管理について、良好な管理を行ったか	B	<p>■施設所管課の評価 当該年度の事業実施計画書に示した事項が一部実施できていない。園内の巡回及び緑の安全パトロールを実施時に発見した枯損木・危険木情報等を一元管理できておらず、一部実施されていない。</p> <p>■評価委員会の指摘・提言 施設所管課評価は適正である。園内の危険木など樹木管理に関する情報を一元管理できていなかったことは問題であり、早急な改善を要すものだと考えられる。構成団体が相互に連携を図り、柔軟な対応が図れることを期待したい。</p>



改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>園内樹木の点検結果管理 ○緑の安全パトロールで得られた危険木の所在地などの情報と伐採等対応の進捗状況を一元管理・把握できるよう書類様式を改め倒木事故をなくしていくよう努める。</p>	<p>年度事業計画書に以下の内容を追記します。 ○緑の安全パトロールで得られた情報と伐採等対応の進捗状況を一元管理・把握して行くよう書類様式を改め、現場にも分かり易くし倒木事故を減らす取組を行う。</p>

令和7年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

施設名：服部緑地

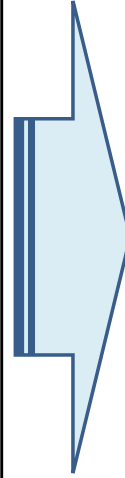
評価項目	評価基準	評価	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(4)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>特殊庭園について、良好な管理を行ったか。</p>	<p>B</p>	<p>■施設所管課の評価 当該年度の事業実施計画書に示した事項が一部実施できていない。特に円形花壇、フラワー通り、植物園内ハーブ園で雑草が繁茂するなど管理水準達成に向けた取組については、一部実施されていない。</p> <p>■評価委員会の指摘・提言 施設所管課評価は適正である。 円形花壇やフラワー通りで草の繁茂が見られるなど、特殊庭園として対応すべき管理水準を満たしていないと考えられる。</p>	<p>管理状況の改善</p> <p>○ハーブ園、円形花壇についてそれぞれ改善計画を作成、計画に沿って対策を実施する。</p> <p>○改善したハーブ園、円形花壇を適切に維持管理出来るよう人員体制を強化する。(円形花壇常駐スタッフ2名配置5日/週)</p>	<p>年度事業計画書に以下の内容を追記します。</p> <p>○精密な除草計画と実施し強化した人員体制で雑草が伸びきる前に人力除草を実施する。</p> <p>○従来の人力除草計画(年10回 4月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2月、3月)→6月、7月の除草回数を月2回に増やし、真夏の雑草繁茂を抑制する。</p>



令和7年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

施設名：服部緑地

評価項目	評価基準	評価	評価委員の指摘・提言等
III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目 (2) 安定的な運営が可能となる人的能力	労働災害等未然防止のための管理運営	C	<p>■施設所管課の評価 事業実施計画書に示した事項が実施できていない。令和7年度に労働災害が2件、公衆災害(物損)が2件発生し、労働災害のうち1件は、構成企業内の情報連携不足により大阪府への事故発生報告が5日後となった。また、倒木事案が発生した際、指定管理者が対応する必要があるにもかかわらず、当時の体制構築が不十分で対応できなかった。</p> <p>■評価委員会の指摘・提言 施設所管課評価は適正である。災害の発生件数と対応の不備を考慮し、評価を適正と考える。</p>



改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>労災事故の報告遅延 ○工事現場の元請会社作成の緊急時連絡体制に公園管理事務所が抜けていたため管理事務所電話連絡及び、センター長・副センター長の携帯電話番号を追記する。 ○緊急時連絡体制表を現場事務所内だけでなく、現場内朝礼ボード、作業員休憩所内にも掲示する。 ○工事現場への新規入場者教育時に緊急時連絡体制の運用説明実施。 ○作業前KY活動による危険予知の徹底。 ○園内作業時はヘルメット完全着用。</p> <p>公衆災害(物損)の発生 ○作業前KY活動による危険予知の徹底。 ○単独での作業は禁止とし、複数人での作業と監視員配置を原則とする。</p> <p>倒木に対応できなかった件 ○当日の樹木担当責任者が不在でも対応できるよう事故等緊急連絡対応フローを見直し、分かりやすい対応フローを再作成する。 ○安全大会で樹木管理・草地管理に従事する作業員に緊急連絡体制について周知し、また、野外で倒木のシミュレーション訓練では具体的な対応方法を全員に周知徹底する。</p>	<p>年度事業計画書に以下の内容を追記します。 ○各建設現場には緊急時連絡体制表を数ヶ所掲示するものとする。 ○新規入場者には緊急時連絡体制と運用方法を説明する。 ○短期の修繕対応業者の方へも緊急時連絡体制を説明する。 ○作業前KY活動による危険予知徹底。 ○園内作業時はヘルメット完全着用。 ○単独作業を禁止とし、監視を含め複数人員にて作業するものとする。 ○事故及び倒木処理対応に関して緊急連絡対応フローの徹底を図り、常時緊急対応が行えるようにする。</p>